

- 2 議会議員の報酬等については、類似団体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。
- 3 法令の定めるところにより、行政委員会の委員を設置し、その報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。
- 5 その他の特別職については、新市において設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等をもとに調整し、設置する。

10 事務組織及び機構の取扱い

新市における事務組織及び機構については、次の事項を基本に整備するものとする。

〔新市における事務組織及び機構の整備方針〕

- 1 住民自治を確立し、住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- 2 住民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- 3 住民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 4 運営の合理化を図り簡素で効率的な組織・機構
- 5 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 6 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 7 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- 8 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 9 緊急・非常時に即応できる組織・機構

〔個別整備方針〕

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現在の観音寺市役所とする。
- 2 支所については、「新市の事務所の位置」により、現在の犬野原町、豊浜町の各役場を支所とし、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。

3 伊吹支所は、現行のとおりとする。

11 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併時に新市の市長職務執行者の専決処分又は職権により即時制定し、施行するもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの。

12 町・字の区域及び名称の取扱い

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
 - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老濟」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
 - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

13 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、1市2町で差異のない税制は、現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のある税制は、次のとおりとする。

- 1 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 2 軽自動車税の納期については、5月1日から5月末日までとし、標識紛失時の弁償金については、200円とする。